

香芝市スポーツ公園プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第11号

香芝市スポーツ公園プールの管理に関する規則の一部を改正する規則
香芝市スポーツ公園プールの管理に関する規則（令和7年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「屋内プール専用利用」を「屋内プール全部専用利用及び屋内プール一部専用利用（以下「屋内プール専用利用」という。）」に改める。

第20条を第21条とする。

第19条中「別表第3の1の（3）備考7」を「別表第3の1の（3）備考5」に改め、同条各号中「市内」を「香芝市内」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（条例第7条の4第3項の市長が規則で定める施設）

第19条 条例第7条の4第3項の市長が規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 子ども用屋内プール
- (2) ジャグジープール
- (3) 屋内プールサイド

別表第3中「第8条」の次に「（それぞれ屋内プール全部専用利用に係る部分を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。